

定款不備チェックリスト（2025 年版）

定款は、会社運営の基本ルールを定める重要な書類です。

しかし、内容に不備があると登記が受理されなかったり、後のトラブルにつながる可能性があります。

以下のチェックリストで、定款の不備を防ぎましょう。

【STEP1】 基本記載事項の確認

- 会社の商号（名称）が他社と重複していないか
- 本店所在地を正確に記載しているか
- 目的が具体的で実現可能な内容になっているか
- 公告方法（官報・電子公告など）が記載されているか
- 会社の設立日・発起人名を正しく記載しているか

【STEP2】 組織・運営に関する不備

- 取締役・監査役などの役員数が法定要件を満たしているか
- 取締役会や監査役設置の有無が正確に記載されているか
- 事業年度（決算期）の設定が適切か
- 株式譲渡制限に関する条項が抜けていないか
- 議事録・決議方法が明文化されているか

【STEP3】 出資・資本金に関する不備

- 発行可能株式総数の記載があるか
- 資本金額と払込金額に齟齬がないか
- 現物出資がある場合、内容・評価が適切に記載されているか
- 払込証明書や預金通帳コピーを添付しているか

【STEP4】 公証人認証・手続面の不備

- 電子定款を使用する場合、署名形式が正しいか（電子署名あり）
- 紙定款の場合、印紙税 4 万円を納付しているか
- 公証役場での認証日と登記申請日が整合しているか
- 発起人全員の印鑑証明書を準備しているか
- 定款原本・謄本の綴じ方・割印が正しいか

【STEP5】 トラブルにつながる定款内容

- 目的が抽象的すぎて許認可取得時に差し戻される
- 公告方法の誤記で登記が補正対象になる
- 役員任期を短く設定しすぎて頻繁に改選が必要に
- 議事録作成義務を曖昧にし、後の紛争に発展
- 株式譲渡制限を定めず第三者に株式が流出するリスク

【STEP6】 行政書士による事前チェックの重要性

- 定款内容を業種・目的に合わせて調整しているか
- 許認可要件に適した文言を使用しているか
- 公証人との事前相談を行い、スムーズな認証を実現しているか
- 将来の増資・役員変更にも対応できる柔軟な構成にしているか

【POINT】 よくあるミス・注意点

- 定款の目的欄に誤字脱字や曖昧な表現がある
- 公告方法が未記載で登記が受理されない
- 役員構成の記載漏れで登記補正を求められる
- 公証人認証を受ける前に登記を申請してしまう

【まとめ】

✓ 定款は会社の“設計図”であり、将来の変更コストを左右します。

- ✓ 定款の目的や条項は、設立時に慎重に設計することが重要です。
- ✓ 不備を防ぐには、行政書士・公証人のダブルチェックを受けましょう。

💬 LINE 登録で「定款不備防止ガイド」も無料 DL できます

清和行政書士事務所